

所管事務調査について

地方自治法第109条第2項の規定に基づき、次のとおり所管事務調査を行う。

平成27年9月29日

宗像市議会議長 吉田 益美 様

提出者 宗像市議会議員 神谷 建一
賛成者 宗像市議会議員 安部 芳英
賛成者 宗像市議会議員 小田 英俊
賛成者 宗像市議会議員 石松 和敏
賛成者 宗像市議会議員 新留久味子
賛成者 宗像市議会議員 井上 正文

1 調査目的 総務常任委員会の所管に属する事務の調査及び資料の収集を行い、今後の委員会活動に活用するため

2 調査者 総務常任委員会委員 6人

3 調査先及び調査事項

| 調査先 | 調査事項 |
|--------|--|
| 兵庫県川西市 | ・民間資金等を活用した公共施設の整備、維持管理について ・親元近居助成制度について |
| 大阪府堺市 | 世界遺産登録に向けての取り組みについて |
| 京都府八幡市 | 団地再生について |

4 調査期間 平成27年11月11日（水）から
平成27年11月13日（金）まで 3日間

5 調査方法 総務常任委員会による出張調査

6 予 算 600千円（1人あたり100千円）